

○新潟県中東福祉事務組合年齢 60 年以上退職者の定年前再任用に関する規則

令和 5 年 8 月 18 日組合規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年組合条例第 1 号）

第 2 条において準用する五泉市職員の定年等に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 27 号）第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者の定年前再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 年齢 60 年以上退職者の定年前再任用に関することについては、五泉市年齢 60 年以上退職者の定年前再任用に関する規則（令和 4 年五泉市規則第 29 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。